

科目名	物権法Ⅰ（総論）	
担当者	長瀬 二三男 / NAGASE, Fumio	
科目情報	法律 / 選択 / 前期 / 講義 / 2単位 / 2年次	
科目概要	授業内容	本講義では、民法第2編物権（175条～398条の22）のうち、第1章総則から第6章地役権（175条～294条）までを説明する。民法総則Ⅰ・Ⅱを履修していることを前提に講義を行う。
	到達目標	物権の内容と性質を理解した上で、物権変動（物権の得喪変更）に関する法制度を理解し、安全に取引するための基礎知識を定着させることを目標とする。具体的には、司法書士試験、行政書士試験、公務員採用試験などに必要な知識の獲得を到達目標とする。
授業計画	(1) 物権の意義と性質 (2) 所有権(1)－所有権の内容、所有権の取得 (3) 所有権(2)－共有関係、物権的請求権 (4) 用益物権（地上権、永小作権、地役権、入会権） (5) 占有権(1)－占有権の取得 (6) 占有権(2)－即時取得 (7) 占有権(3)－占有訴権 (8) 不動産物権変動(1)－登記を対抗要件とする物権変動 (9) 不動産物権変動(2)－登記しなければ対抗できない第三者 (10) 不動産物権変動(3)－登記がなくても対抗できる第三者 (11) 不動産物権変動(4)－登記請求権 (12) 不動産物権変動(5)－中間省略登記 (13) 動産物権変動(1)－ (14) 動産物権変動(2)－ (15) 総まとめ	
自学自習	事前学習	・「使用教材・参考文献」を前もって読んでおくこと。 ・意味のわからない用語は辞書等で事前に調べておくこと。
	事後学習	・ノートを整理し、講義で示した事例を再検討しておくこと。
使用教材・参考文献	【教】我妻栄ほか『民法Ⅰ（第3版）』勁草書房2008年 【参】内田貴『民法Ⅰ（第4版）』東京大学出版会2008年	
成績評価方法と基準	<評価方法>試験結果80%、受講態度20%で判定する。 <評価基準>受講態度に問題がない場合は、行政書士試験と同程度の試験問題で50%以上の正解を合格とする。	
備考	履修条件：民法総則Ⅰ・Ⅱを履修していること。	